

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)

身障者用駐車場利用証制度とは？

この制度は、公共施設や店舗など様々な施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や介護の必要な高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。



身障者用駐車場利用証



駐車中は、車内のルームミラーに掛けるなど、外側から見えやすいように表示してください。

利用証を使用できる駐車場



利用証は、いずれかのステッカーが表示されている駐車場で使用できます。

車を運転される皆さんへお願い

車を運転される車いす常時利用者の方（赤色の利用証をお持ちの方）は、車の乗り降りをする際、車のドアを全開にし、車椅子を車に横付けしなければならないため、どうしても幅の広い駐車場（身障者用駐車場）を必要とします。通常幅の駐車場では、車の乗り降りをする事ができません。

幅の広い駐車場（身障者用駐車場）は、可能な限り、車を運転される車いす常時利用者の方（赤色の利用証をお持ちの方）にゆずりましょう。

※この事業は、かごしま応援寄付金(ふるさと納税)を活用しています。

利用証の交付対象者・有効期間

※有効期間経過後、引き続き利用証を使用したい方は、再度申請手続きをしてください。
また、利用証を使用しなくなった際は、利用証を窓口に返却してください。

●身体障害者の方 *** 身体障害者手帳に記載されている個別の障害程度で判定します ***		有効期間
視覚障害		1 級～4 級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	(対象外)
	平衡機能障害	3 級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		(対象外)
肢体不自由	上 肢	1 級・2 級
	下 肢	1 級～6 級
	体 幹	1 級～3 級
	上肢機能	1 級・2 級
	移動機能	1 級～3 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		
心臓機能障害		1 級・3 級
じん臓機能障害		1 級・3 級
呼吸器機能障害		1 級・3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級・3 級
小腸機能障害		1 級・3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～3 級
肝臓機能障害		1 級～3 級
●知的障害者の方	療育手帳の障害の程度欄が「A」、「A1」又は「A2」の方	
●精神障害者の方	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」の方	
●高齢者の方	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護2～5」の方	
●難病患者の方	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	
◆妊産婦の方	妊娠7ヶ月～産後3ヶ月	1 年 未 満
◆けが人の方	骨折等による車いす・杖等の使用期間	

申 請 方 法

手続方法 *** 手数料無料 ***

●窓口申請の場合 【受付時間 平日 8:30～17:00】

以下の窓口へ必要書類を持参してください。※代理申請の場合は、代理人の身分証明書が必要です。

※車を運転される車いす常時利用者の方は、運転免許証の写し(マイナ免許証の場合は、マイナポータル又はマイナ免許証読み取りアプリで表示した免許情報を印刷した書類、免許情報確認書の写しのいずれか)をお持ちください。

窓
口

県庁障害福祉課、各地域振興局・支庁地域保健福祉課(このほか、屋久島事務所、瀬戸内事務所、喜界事務所、徳之島事務所、沖永良部事務所、沖永良部事務所与論町駐在でも受付)、ハートピアかごしま総務課

●郵送申請の場合 必要書類と返信用切手(180円分)を同封の上、上記窓口宛てに郵送してください。

必要書類 *** 申請書と併せて、それぞれ以下の書類の確認(コピー箇所は県のHP参照)が必要です ***

身体障害者の方	身体障害者手帳	妊産婦の方	母子健康手帳(住所・氏名・分娩予定日の記入が必須です)
知的障害者の方	療育手帳		
精神障害者の方	精神障害者保健福祉手帳	けが人の方	医師の診断書(病名、車いす・杖等の使用、期間の記載が必要)、身分証明書
高齢者の方	介護保険被保険者証		
難病患者の方	特定医療費(指定難病)受給者証	※申請書や診断書の様式は、県のHPに掲載しています	

お問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県保健福祉部障害福祉課
TEL: 099-286-2746 FAX: 099-286-5558